

愛西市学校給食（八開・佐織地区）調理等業務委託 プロポーザル実施要領

この実施要領は、愛西市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成２０年愛西市訓令第２３号）の規定に基づき実施するものとする。

１ プロポーザルの名称

愛西市学校給食（八開・佐織地区）調理等業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

２ 業務概要

（１）業 務 名

愛西市学校給食（八開・佐織地区）調理等業務委託

（２）業務目的

本業務は、学校給食八開センターおよび小中学校（北河田小学校・勝幡小学校・草平小学校・西川端小学校・佐織中学校・佐織西中学校）６箇所の給食室において学校給食調理業務を行うこと、また学校給食八開センターの受配校（八輪小学校・開治小学校・八開中学校）３箇所の学校給食配膳業務を行うことを目的とする。

（３）業務内容

業務内容は、別紙「愛西市学校給食（八開・佐織地区）調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

（４）履行期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

ただし、契約締結日の翌日から令和８年３月３１日までは、業務開始準備期間とする。

（５）業務金額提案限度価格

本業務金額の限度価格は、３３２，５８０，０００円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。ただし、年度ごとの限度額は次のとおりとする。

令和８年度 １０７，８６０，０００円

令和９年度 １１０，８６０，０００円

令和１０年度 １１３，８６０，０００円

（６）選定方法

公募型プロポーザル方式

３ 事務局

愛西市教育委員会学校教育課

〒４９６－８５５５

愛知県愛西市稲葉町米野３０８番地

電 話：０５６７－５５－７１３６

FAX：０５６７－２６－５５１６

担当：学校給食センター 祖父江

電 話：０５６７－２４－２６３５

FAX：０５６７－２４－１３７０

E-mail : gakko-kyoiku@city.aisai.lg.jp

愛西市ホームページ (URL <https://www.city.aisai.lg.jp>)

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の要件をすべて満たす企業であることとする。

(1) 企業に関すること

ア 令和6・7年度愛西市入札参加資格者名簿(物品等)に登録されており、希望営業種目(大分類)役務の提供等(設計・測量・建設コンサルタントを除く。)(中分類)給食を希望している者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当しないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 参加表明書等の提出時において、愛西市発注業務指名停止等取扱要領(平成25年愛西市訓令第21号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。ただし、参加表明書等の提出時から契約締結までの間に、愛西市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

オ 参加表明書等の提出時において、「愛西市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成25年3月29日付け愛西市長・愛知県津島警察署長締結)及び「愛西市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱」(平成20年愛西市訓令第5号)に基づく排除措置を受けていないこと。ただし、参加表明書等の提出時から契約締結までの間に、愛西市から排除措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

カ 学校給食業務において、過去3年(令和4年10月1日から令和7年9月30日まで)の内に食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業の禁停止の処分を受けていないこと。

(2) 企業の業務実績に関すること

学校給食調理施設(単独校または共同調理場)での過去5年以内の受託実績(令和2年10月1日から令和7年9月30日までに業務完了または契約したもの)を有すること。

(3) 配置予定技術担当者に関すること

大量調理施設での調理業務経験者(1年以上)を各施設において1名以上配置できること。

5 実施スケジュール

項目	日程
実施要領等の公告	令和7年10月21日(火)
実施要領等の配布期間	令和7年10月21日(火)～ 令和7年11月21日(金)午後4時
実施要領等の質問受付期間	令和7年10月21日(火)～ 令和7年11月7日(金)午後4時
実施要領等の質問回答日(市ホームページ掲載)	令和7年11月14日(金)

参加表明書等の受付期間	令和7年10月21日（火）～ 令和7年11月21日（金）午後4時
第1次審査（書類審査）	令和7年11月28日（金）
第1次審査結果の通知（市ホームページ掲載）	令和7年12月1日（月）
業務提案書等の質問受付期間	令和7年12月1日（月）～ 令和7年12月8日（月）午後4時
業務提案書等の質問の回答日（市ホームページ掲載）	令和7年12月12日（金）
業務提案書等の提出期間	令和7年12月1日（月）～ 令和7年12月19日（金）午後4時
第2次審査会場見学	令和8年1月19日（月） 午前9時～午後4時
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年1月23日（金）
審査結果の通知（市ホームページ掲載）	令和8年1月26日（月）
契約予定日	令和8年2月中旬

6 参加表明書等の交付

令和7年10月21日（火）から事務局において交付する他、愛西市ホームページから入手できる。
（URL <https://www.city.aisai.lg.jp>）

7 参加表明書等の提出方法

（1）提出書類

次の表に掲げる書類を提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書等	参加表明書（様式1）	原本1部 写し1部
	提案者概要書（様式2） ・次の各号に掲げる内容を項目ごとに記載すること。 ア 提案者（本社） イ 契約事務所 ウ 本業務担当者 エ 取得認証等 オ 事業内容及びSDGsの取組 カ その他 ・取得認証等については、ISO9001、ISO14001、ISO22000及びISO45001のうち取得するもの全て記載すること。なお、登録証等の写しを添付すること。 ・提案者がこれまでに実施してきたSDGsの取組がある場合は、欄内へ概要を簡潔に記載し、内容及び実績が分かるものを添付すること。 ・直前決算時の貸借対照表を添付すること。	

	業務実績書（様式３） ・令和７年１０月１日時点における業務実績から、契約１０件を限度とし、できるだけ多く、かつ会社要件実績が網羅されるように記載すること。一つの発注者（自治体等）につき複数の契約がある場合は１件とすること。ただし、その場合の１日調理食数は合計数を記入すること。 上記を踏まえ、①愛知県内での学校給食調理業務受託実績②その他都道府県での学校給食調理業務受託実績の順に優先して記載すること。 受託期間欄には、一つの発注者（自治体等）につき複数の契約がある場合は直近の契約を記載すること。 ・実績が分かるものを添付すること。（契約書等の写し及び業務計画書あるいは仕様書等の写し。ただし、金額に関する部分については黒塗り可。また、一つの発注者（自治体等）につき複数の契約がある場合は１件の提出で可）	
	誓約書（様式４）	

（２）提出期限

令和７年１１月２１日（金）午後４時

（３）提出場所

事務局（愛西市教育委員会学校教育課）

（４）提出方法

事務局に持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに必着）とする。

なお、直接持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前９時から午後４時までとする。

（５）提出部数

原本１部、写し１部の合計２部を、ファイル等にまとめて提出すること。

（６）その他

提出された書類は返却しない。

８ 質問書の提出手続等

（１）実施要領等に関する質問

ア 質問書の提出場所及び方法

質問書（様式５）を作成し、事務局のメールアドレスに添付ファイルで送付すること。

また、件名は「愛西市学校給食（八開・佐織地区）調理等業務委託質問書【質問者名】」とすること。（メールアドレス gakko-kyoiku@city.aisai.lg.jp）

イ 質問書の提出期限

令和７年１１月７日（金）午後４時

ウ 回答日及び回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和７年１１月１４日（金）午後４時までに愛西市ホームページに掲載する。

(2) 業務提案書及びプレゼンテーションに関する質問

ア 質問書の提出場所及び方法

8 (1) アと同じとする。

イ 質問書の提出期限

令和7年12月8日(月) 午後4時

ウ 回答日及び回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和7年12月12日(金) 午後4時までに愛西市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問の提出については、上記(1)及び(2)の手続きによるもののみとし、それ以外の質問は一切受け付けない。また、電話や口頭等の個別の対応はしない。

イ 本プロポーザルの提案者は、今回の対象施設の現場を確認することができるが、個別対応(後日日程調整)とするため、参加表明書を提出する際にその旨、申し出ること。

なお、対象施設(調理場)の図面の希望がある場合についても、同様とする。

9 第1次審査(書類審査)の実施

愛西市職員等で構成する愛西市学校給食(八開・佐織地区)調理等業務特定審査会(以下「特定審査会」という。)において参加表明書等に基づき、参加資格要件について審査し、経営状況及び業務遂行力について評価する。提案者多数の場合は、第2次審査の提案者として評価上位4者を選定する。ただし、提案者が3者に満たない場合はこの限りではない。

(1) 評価基準と配点

特定審査会は、参加表明書等の内容を評価基準に基づいて採点し、その点数が高い者から4者を選定する。なお、同点者が多数となり4者の選定が難しい場合は、愛知県内での学校給食調理業務受託実績件数が多い者から選定する。

評価対象	評価項目	評価内容	配点
経営状況	会社概要	・認証取得等	5
	経営状況	・経営健全度	5
会社の業務実績	業務遂行力	・業務実績が豊富にあり、経験等をもとに本業務を確実に遂行できるか。	10

(2) 結果の通知及び公表

第1次審査の結果は、提案者すべてに対し、書面によりその旨を通知するほか、愛西市ホームページにより公表する。(URL <https://www.city.aisai.lg.jp>)

(3) 非選定理由の説明

非選定の通知を受けたものは、その理由について、次に従い、説明を求めることができる。

ア 提出期限 非選定の通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)後の午後4時

イ 提出場所 事務局(愛西市教育委員会学校教育課)

- ウ 提出方法 提出期限までに必ず事務局に持参すること。郵送による提出は認めない。
- エ 提出書類 様式は任意とする。ただし、代表者の記名押印を要する。
- オ 回答期限 提出期限の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。
- カ その他 期限後の質問は受け付けない。

10 業務提案書等の提出方法

第1次審査を経て第2次審査の提案者となった者は、以下により業務提案書を提出すること。

(1) 提出書類

次の表に掲げる書類を提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
業務提案書等	提案書（様式6） ◇ 提案書は原則A4判30ページ以内（ただし、表紙や目次等を除いた提案部分についてとする。）とし、文字サイズは10.5ポイント以上で両面印刷とすること。 ◇ 図表等については必要に応じてA3判でも可とするが、その場合片面印刷でA4判2ページとしてカウントすること。 ◇ 提案書には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等提案者を特定できる表示は一切しないこと。 ア 学校給食に対する教育的意義の理解について ○ 学校給食における目的や意義について、会社としての考え方を記入すること。 イ 食中毒・異物混入及び数不足の防止対策と対応について ○ 食中毒の防止対策と対応について具体的に記入すること。 ○ 異物混入の防止対策と対応について具体的に記入すること。 ○ 数不足の防止対策と対応について具体的に記入すること。 ウ 損害賠償の考え方について ○ 加入予定の生産物賠償責任保険について記入すること。 ○ 学校給食業務代行保証の加入状況について記入すること。 エ 作業中に人身事故が発生した場合の補償制度について ○ 作業中における調理等従事者の事故等に関する補償について具体的に記入すること。 オ 人員配置と作業時間について ○ 緊急時等における指揮命令系統を記入すること。 ○ 人員配置と作業時間を記入すること。 ○ 調理業務責任者及び副責任者を記入すること。 カ 調理等従事者について ○ 配置予定従事者ごとに、以下に示す項目について記入すること。 ・正社員かパートの区分（正社員等が決定している場合は、氏名	原本1部 写し10部 CD1枚 (PDFデータ)

	を記入すること。) ・資格の有無（調理師、栄養士免許等を記載すること。) ・経験内容及び経験年数（大量調理施設での調理業務に従事した経験がある場合は、民間、国または地方公共団体での経験を区別のうえ、勤務先ごとに記入すること。）なお、大量調理施設での調理業務経験者（1年以上）を各施設において1名以上配置すること。 ・勤務時間（業務完了に要する予定勤務時間を記入する。) キ 調理等従事者の休暇等における代替体制について ○ 調理等従事者の有給休暇取得、急な事故、病気等でも、調理等業務に支障を及ぼさないための体制について記入すること。 ○ 代替従事者配置のための人員の緊急輸送体制について具体的に記入すること。 ク 調理等技術及び安全衛生管理に関する会社独自の基準について ○ 調理等業務を行う上で業務マニュアル（衛生管理等）がある場合は、記入すること。 ○ 調理等従事者の健康管理について ケ アレルギー対応について ○ アレルギー対応除去食を調理する従事者についての経験、資格について記入すること。 ○ 除去すべき食材が混入しないための対策について記入すること。 コ 調理等従事者に対する研修計画について ○ 職員に対する研修について、年間計画を記入すること。 なお、研修の内容は、調理・衛生に関する専門的なものから、およそ有益と考えられるものまですべて記入すること。 ○ 調理等従事者に対する巡回指導について記入すること。 ○ 受託から給食開始までの移行準備期間の研修について記入すること。 本業務費用見積書（様式7） ・本業務費用については、愛西市学校給食（八開・佐織地区）調理等業務委託に係る費用とし、税抜きで記載すること。ただし、「2業務概要（5）」に記載した限度価格（税抜）を超えないこと。 ・見積書については、人件費・衛生費・事務費・管理費・その他詳細な内訳を添付すること。	
--	--	--

(2) 提出期限

令和7年12月19日（金）午後4時

(3) 提出場所

事務局（愛西市教育委員会学校教育課）

(4) 提出方法

事務局に持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに必着）とする。

なお、直接持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとする。

(5) 提出部数

原本1部及び写し10部をファイル等にまとめて、CD1枚（PDFデータ）とともに提出すること。ただし、写し10部は、様式7の住所、名称、代表者、押印の欄及び様式7の内訳書類で会社名・ロゴマーク等、提案者を特定できる部分をマスキング処理した上で写しをとり、必要に応じてインデックスを貼付すること。

(6) その他

提出された書類は返却しない。

11 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及び特定審査会によるヒアリングを行い、全提案者終了後に第2次審査を実施し、評価点の高い者から順に最優秀者1者及び次点者1者を特定する。また、プレゼンテーション、ヒアリングおよび第2次審査は非公開とする。

(1) 実施場所

愛西市役所北館2階 会議室2-1、2-2

(2) 実施日時

令和8年1月23日（金）午後1時30分から（予定）

（第2次審査の時間割は、決定後、速やかに通知する。）

(3) 方法

ア プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、業務提案書の提出時に先着者からくじを引き決定する。ただし、郵送による提出の場合は、事務局がくじを引く。

イ 各者のプレゼンテーションを受け、終了後、特定審査会委員がヒアリングを行う。

ウ パソコン、プロジェクターを使用して説明すること。パソコン及びケーブル、データについては提案者が持参し、プロジェクターは市で用意する。なお、プロジェクターの入力端子はHDMI端子のみ対応している。なお、実施場所の見学は令和8年1月19日（月）午前9時から午後4時に行う。

エ プレゼンテーション及び実施場所見学についての詳細は、第2次審査提案者に対し、第1次審査結果通知と同時に送付する。

オ プレゼンテーションは、あらかじめ提出した業務提案書に記載した内容に限り行うものとする。提出した業務提案書の内容以外の資料を使用した場合は減点とする。

カ ヒアリングにおいては、提案者の第1次審査書類についても確認する場合がある。

キ 業務提案書に虚偽の記載をした場合には、業務提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

ク プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡し、その指示に従うこと。

ケ プレゼンテーションにおいては、社名が分からないように工夫すること。資料等に社名が

明記されている場合は減点とする。また、プレゼンテーション中に社名を発言した場合も減点とする。

(4) 出席者

出席者は3名以内とし、本業務担当者は必ず出席すること。

(5) 時間

プレゼンテーションは、1者につき20分以内とする。

(準備：約5分、プレゼンテーション：20分以内、ヒアリング：約10分、片付け：約5分)

(6) 内容

仕様書に基づき、次の内容について業務提案を行うこと。

ア 学校給食に対する教育的意義の理解について

イ 食中毒・異物混入及び数不足の防止対策と対応について

ウ 損害賠償の考え方について

エ 作業中に人身事故が発生した場合の補償制度について

オ 人員配置と作業時間について

カ 調理等従事者について

キ 調理等従事者の休暇等における代替体制について

ク 調理等技術及び安全衛生管理に関する会社独自の基準について

ケ アレルギー対応について

コ 調理等従事者に対する研修計画について

(7) 評価基準と配点

評価対象	評価項目	評価内容	配点
経営状況 業務実績	会社概要、経営状況、 業務遂行力	・第1次審査の評価点を加点	20
提案内容	企業理念	・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲	10
	危機管理体制	・食中毒等発生時の対処体制、未然防止対策 ・調理事故、異物混入等発生時の対処体制、未然防止対策 ・数不足等発生時の対処体制、未然防止対策 ・損害賠償の考え方、保険等の加入状況 ・人身事故が発生した場合の補償制度	30
	人員体制	・指揮命令系統 ・調理業務責任者・副責任者・調理・配膳員の従業員数、経験、資格 ・従業員の雇用体制 ・調理等従事者の休暇等による代替体制	35
	衛生管理体制	・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・調理等従事者の健康管理	20

	アレルギー対応	・アレルギー対応除去食を調理する調理等従事者の経験・資格。 ・除去すべき食材が混入しないための対策	15
	職員研修、移行準備等	・調理等従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの職員研修計画	15
プレゼンテーション及びヒアリング	説明及び質疑応答	・業務への取組姿勢や担当者の意欲 ・説明が簡潔かつ明瞭であるか。 ・回答が迅速かつ的確であるか。	30
見積額	コスト	・見積額の評価点＝ 配点×（最低見積額÷見積額）×（最低見積額÷見積額）	25
合計			200

（８）結果の通知及び公表

第２次審査の結果は、業務提案書を提出したすべての提案者に対し、書面によりその旨を通知するほか、愛西市ホームページにより公表する。（URL <https://www.city.aisai.lg.jp>）

（９）非選定理由の説明

非選定の通知を受けたものは、その理由について、次に従い、説明を求めることができる。

- ア 提出期限 非選定の通知をした日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）後の午後４時
- イ 提出場所 事務局（愛西市教育委員会学校教育課）
- ウ 提出方法 提出期限までに必ず事務局に持参すること。郵送による提出は認めない。
- エ 提出書類 様式は任意とする。ただし、代表者の記名押印を要する。
- オ 回答期限 提出期限の翌日から起算して１０日以内に書面により回答する。
- カ その他 期限後の質問は受け付けない。

１２ 費用負担

本要領にて要求する資料等の作成に係る費用及び本プロポーザルに参加する費用は、全て提案者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

１３ 最優秀者の選定

（１）複数の同点者が生じた場合

評価点合計が同点で最優秀者が２者以上となった場合については、重要評価項目「人員体制」の高い方を特定するものとし、更に同点だった場合は、重要評価項目「危機管理体制」の高い方を特定するものとする。次点者についても同様とする。

（２）最低基準

評価点合計の６割を最低基準点とし、各特定審査会委員の採点の平均が最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

（３）提案者が１者の場合又提案者が無い場合の取扱い

提案者が1者の場合でも2次審査を実施し最低基準点を満たす場合は、当該提案者を最優秀者とする。提案者全員が最低基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合は、再度公募等を実施する。

14 契約

(1) 契約締結予定日

令和8年2月中旬

(2) 契約の交渉

審査の結果、最優秀者と契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

ア 審査後に、最優秀者が本要領4に定める参加資格要件を満たすことができなくなったとき

イ 最優秀者と契約交渉が成立しないとき

ウ 最優秀者が本契約の締結を辞退したとき

エ その他の理由により最優秀者と契約の締結が不可能となったとき

15 その他

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また、その他の単位については、計量法に定めるものとし、時刻については日本時間とする。

(2) 下記のいずれかに該当する場合は参加資格を取り消す場合がある。

ア 提出書類に不備があった場合

イ 提出期間経過後に書類の提出があった場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合（記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。）

エ 実施要領に違反した場合

オ 特定審査会が公正を欠いた行為があったと認定した場合

(3) 提出書類は、提出期間経過後の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 本プロポーザルの提案者は、審査の経緯、結果についての異議申し立てを行うことはできないものとする。

(5) 提出された書類について、愛西市情報公開条例（平成17年愛西市条例第8号）の規定による請求があった場合は、作成者からの承認が得られた場合に限り、第三者に開示するものとする。

(6) 本業務の実施に際して、本業務担当者の変更は原則認めない。ただし、やむを得ず変更する場合は、必ず市へ報告し、前任者と同等の資格・経験を有するものを置くこととする。